

神奈川県立こども医療センター総長候補者選考委員会に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県立こども医療センター総長候補者の選考等に関する要綱（以下「選考要綱」という。）第4条第3項の規定に基づき、神奈川県立こども医療センター総長候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 選考委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総長候補者の選考に関すること。
- (2) その他理事長が必要と認めた事項。

(委員)

第3条 選考委員会の委員は、次に掲げる者のうちから理事会へ諮り決定の上、理事長が委嘱する。

- (1) 神奈川県立病院機構の役員
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) その他理事長が必要と認めた者
- 2 前項の委員には、神奈川県立病院機構と特別な関係がない外部の者を複数含むものとする。
- 3 委員の任期は、委嘱日から令和5年3月31日までとする。

(委員長)

第4条 選考委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

(選考委員会の運営)

第5条 選考委員会は、委員長が招集する。

- 2 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 選考委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(選考手続き)

第6条 選考委員会は、選考要綱第3条に規定する選考基準に基づき総長候補

者を選考し、理事長に推薦する。

(庶務)

第7条 選考委員会の庶務は、本部事務局人事部が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月13日から施行し、令和5年3月31日をもって廃止する。